

ぎふ減CO₂ポイント制度・ぎふ省エネチャレンジ市民運動 実施要領

平成22年4月30日決裁

(目的)

第1条 この事業は、岐阜市内の各家庭での省エネ活動、省エネ機器の購入、公共交通機関の利用、マイはし使用、省エネ住宅認定について、ぎふ減CO₂ポイントを付与し、そのポイントにより、抽選でもっと省エネ啓発品を提供するものであり、一人ひとりの継続的な省エネルギーの取り組みを促し、多くの参加者の実践により、確実な二酸化炭素の削減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は次に掲げる人とする。

(1) 岐阜市内在住の人は、全ての項目で応募できるものとする。

(2) 岐阜市外在住の人は、次に掲げる項目で応募できるものとする。

ア 省エネ機器を岐阜市内の販売店、事業者等から購入した場合、そのポイントで応募できるものとする。

イ アユカやマイはしのポイントシールを入手した人はそのポイントで応募できるものとする。

(ぎふ減CO₂ポイント)

第3条 ぎふ減CO₂ポイントの対象は、次に掲げる項目とする。

(1) 省エネ活動

ア 電気使用量の削減・維持

イ ガス（都市ガス、LPガス）使用量の削減・維持

ウ 上水道・井水使用量の削減・維持

(2) 省エネ機器の購入

ア 低燃費自動車の購入

イ 省エネ家電の購入

ウ 高効率給湯器・家庭用燃料電池システムの購入

(3) 公共交通機関の利用

ア アユカの購入

イ アユカ定期券の購入

ウ アユカ・アユカ定期券・高齢者おでかけバスカードへの入金（積み増し）

(4) マイはし使用

ア マイはしサポーター店での使用

(5) 省エネ住宅認定

ア 岐阜市まるっと省エネ住宅認定

(期間)

第4条 取組期間は平成22年4月1日～平成23年2月28日とする。

(1) 第1回応募締め切り

ア 応募締め切り：平成22年6月30日（消印有効）

イ 有効検針票：検針日が平成22年5月1日～平成22年6月30日のもの

ウ 省エネ機器購入有効期間：平成22年4月1日～平成22年6月30日に登録・納車、購入・設置が完了したもの

エ アユカポイント有効期間：平成22年4月1日以降に入手したもの

オ マイはしポイント有効期間：平成22年4月1日以降に入手したもの

カ 省エネ住宅認定：平成21年5月1日以降に認定されたもので、平成21年度の応募に使用し

ていないもの

(2) 第2回応募締め切り

- ア 応募締め切り：平成22年11月1日（消印有効）
- イ 有効検針票：検針日が平成22年5月1日～平成22年10月31日のもので、第1回の応募に使用していないもの
- ウ 省エネ機器購入有効期間：平成22年4月1日～平成22年10月31日に登録・納車、購入・設置が完了したもので、第1回の応募に使用していないもの
- エ アユカポイント有効期間：平成22年4月1日以降に入手したもので、第1回の応募に使用していないもの
- オ マイはしポイント有効期間：平成22年4月1日以降に入手したもので、第1回の応募に使用していないもの
- カ 省エネ住宅認定：平成21年5月1日以降に認定されたもので、平成21年度及び第1回の応募に使用していないもの

(3) 第3回応募締め切り

- ア 応募締め切り：平成23年2月28日（消印有効）
- イ 有効検針票：検針日が平成22年5月1日～平成23年2月28日のもので、第1回、第2回の応募に使用していないもの
- ウ 省エネ機器購入有効期間：平成22年4月1日～平成23年2月28日に登録・納車、購入・設置が完了したもので、第1回、第2回の応募に使用していないもの
- エ アユカポイント有効期間：平成22年4月1日以降に入手したもので、第1回、第2回の応募に使用していないもの
- オ マイはしポイント有効期間：平成22年4月1日以降に入手したもので、第1回、第2回の応募に使用していないもの
- カ 省エネ住宅認定：平成21年5月1日以降に認定されたもので、平成21年度及び第1回、第2回の応募に使用していないもの

(事業参加)

第5条 この事業に参加する者は、パンフレット及び応募用紙を入手し、各家庭で省エネ活動、省エネ機器の購入、公共交通機関の利用、マイはし使用、省エネ住宅の建築に取り組み、ぎふ減CO2ポイントを貯めることとする。

(1) パンフレット及び応募用紙は以下の場所で配布することとする。

- ア 市役所（地球環境課ほか）
- イ 各事務所（西部、東部、北部、南部東、南部西、日光）
- ウ 柳津地域振興事務所
- エ 各コミュニティセンター
- オ 市内公民館
- カ マイはしサポーター店
- キ 家電販売店（協力店）
- ク 自動車販売店（協力店）
- ケ 市内アユカ販売窓口（有人窓口）
- コ 岐阜市ホームページよりダウンロード
- サ その他

(応募方法)

第6条 この事業に応募する者は、次に掲げる方法で応募するものとする。

(1) 応募する者は、応募用紙に必要事項、応募するコース、口数を記入し、検針票（コピー可）、アユカポイントシール、アユカ領収書（原本）、マイはしポイントシール、購入の証明書類（領収書（コピー可）、保証書（コピー可）、車検証のコピー等）を貼付し、岐阜市地球温暖化対策推進委員会事務局（地球環境課）（以下事務局という。）へ持参または郵送で提出することとする。

(2) 応募に係る確認事項は、次に掲げる項目とする。

ア 提出された応募用紙、検針票、購入の証明書類、ポイントシール等は返却しない。提出されたポイントシールのうち、応募に使用しなかった端数分のシールも返却しない。

イ 一度応募に使用したポイントは別の応募回に使うことはできない。

ウ 省エネ活動（電気、ガス、水道）については、ポイント確認をしなくても、応募用紙と対象期間の検針票（コピー可）を事務局へ提出することで応募できることとする。その場合、事務局がポイント数を確認し、獲得ポイントを希望コースに均等配分することとする。

エ 省エネ活動（電気、ガス、水道）のポイントは、使用量の維持でもポイントを獲得できることとする。なお、1%増までは誤差とし、ポイントを獲得できるものとする。

(もっと省エネ啓発品の抽選及び当選発表)

第7条 岐阜市地球温暖化対策推進委員会による厳正な抽選で当選者を決定し、通知することとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成22年4月30日から施行する。

別表
 ぎふ減CO2ポイント ポイント基準及び確認事項

| 項目 | ポイント基準 | 確認事項 |
|------------------------|--|---|
| 電気使用量の削減 | 前年同月実績より削減または維持すれば月ごとに20ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 電力会社、ガス供給会社、岐阜市上下水道料金センターが発行した検針票を確認し、前年同月の実績より削減または維持で20ポイント獲得できることとする。ただし、水道使用量は2ヶ月に一回の検針のため、2ヶ月分の削減または維持で20ポイント獲得できることとする。なお、前年同月の実績と比較して1%増までは誤差とし、ポイントを獲得できることとする。 LP ガスをご利用のご家庭など、前年同月の使用量が掲載されていない場合は前年の検針票も応募用紙に添付することとする。 |
| ガス（都市ガス、LP ガス）使用量の削減 | 前年同月実績より削減または維持すれば月ごとに20ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 上水道と井水の両方を使用している家庭は、上水道の使用量のみが対象となります。 井水のみを利用している家庭で、検針用のメーターが設置されている場合はポイント対象となります。 検針票を紛失した場合は、各自で電力会社やガス供給会社、岐阜市上下水道料金センターに問い合わせ、検針票の再発行又は前年の使用量がわかる書類の発行を求め、応募用紙に添付することとする。 検針票の本年と前年同月の使用日数が異なる場合、それぞれ使用量を使用日数で割って、一日あたりの使用量を算出して、比較することとする。 期間中2週間以上旅行等で不在の場合、その月の省エネ活動によるポイントは対象外とする。 契約の種類が2種類以上ある場合（検針票が2枚以上ある場合）は全契約の使用量を合算して比較することとする。 応募用紙に添付する検針票はコピーでもよいものとする。 |
| 上水道（井水）使用量の削減 | 前年同月実績より削減または維持すれば2ヶ月ごとに20ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 期間中2週間以上旅行等で不在の場合、その月の省エネ活動によるポイントは対象外とする。 契約の種類が2種類以上ある場合（検針票が2枚以上ある場合）は全契約の使用量を合算して比較することとする。 応募用紙に添付する検針票はコピーでもよいものとする。 |
| 高効率給湯器、家庭用燃料電池システムの購入 | エコキュート、エコジョーズ、エコウィル、エネファームの購入1件あたり20ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 高効率給湯器、家庭用燃料電池システムは期間内に設置が完了したものを対象とし、領収書で確認する。領収書で設置の確認ができない場合は契約書、保証書等、設置が証明できる書類で確認する。 提出する証明書類はコピーでもよいものとする。 |
| 低燃費自動車の購入 | 平成22年度燃費基準15%達成車、20%達成車、25%達成車の購入1件あたり20ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 省エネ自動車は期間内に新車で登録・納車されたものを対象とし、車検証（コピー）で確認する。 省エネ自動車の対象は自家用に限る。 提出する書類は車検証のコピーとする。 |
| 省エネ家電の購入 | 緑色の省エネラベルの付いた製品（省エネ基準達成率100%以上の製品）の購入1件あたり20ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 省エネ家電は期間内に購入したものを対象とし、領収書で対象製品を確認する。領収書で製品の確認ができない場合は保証書等で確認する。 提出する証明書類はコピーでもよいものとする。 |
| アユカ、アユカ定期券の購入・入金（積み増し） | アユカ購入で5ポイント、アユカ定期券の購入1000円あたり1ポイント、入金（積み増し）1000円あたり1ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者おでかけバスカードは入金（積み増し）のみ対象とする。 ポイントシールの配布は岐阜市内のアユカ取扱窓口に限定する。バス車内、自動入金機ではポイントシールはもらえない。 岐阜市内に設置されている自動入金機で発行された領収書（原本）でも応募できることとする。 |
| マイはし使用 | 市内のマイはしサポーター店にマイはしを持参・使用すれば、一人一回あたり1ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 市内のマイはしサポーター店にマイはしを持参・使用すれば、一人一回あたり1ポイントのポイントシールを獲得できることとする。 |
| 省エネ住宅認定 | 岐阜市まるっと省エネ住宅の認定で50ポイント | <ul style="list-style-type: none"> 認定証（コピー可）を応募用紙に添付することとする。 |